

答 申

第 1 審査会の結論

処分庁が、別紙「公文書の件名等」の文書（以下「本件対象公文書」という。）につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とされた部分のうち、別紙「審査会の判断」の欄において、公開と記載された箇所を公開すべきである。

第 2 事実の経過

1 情報公開の請求と当該請求に関する決定

- (1) 審査請求人は、令和 2 年 12 月 17 日、処分庁に対して、伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例 19 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、特定法人及びその代表者による伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用許可申請書による申請等その他書類の一切についての情報公開請求を行った。
- (2) 処分庁は、令和 3 年 1 月 8 日、上記(1)の情報公開請求に対し、条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、条例第 9 条第 1 号、第 2 号及び第 8 号に該当する部分を除いて公開することを決定（以下「本件処分」という。）し、その理由を付して、審査請求人に通知した。

2 審査請求書の提出

審査請求人は、令和 3 年 2 月 12 日、本件処分を不服とし、審査庁に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査会への諮問

審査庁は、令和 4 年 8 月 5 日、条例第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき、審査会に諮問した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書、再反論書及び審査庁に見解を述べた文書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分の一部について、取消しを求めるもの

2 本件審査請求の理由等

本件審査請求の理由及び処分庁の弁明に対する反論の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分で、非公開とされた部分について、条例第9条第1号に該当することについては否認する。

また、条例第9条第2号イ（違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある侵害から人の財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報）に該当する情報が含まれており、同規定違反である。

そして、特定法人とその代表者2名による不当な事業活動によって多大な損害を被り、そのしわ寄せを審査請求人の社員が受けている。

- (2) 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある侵害に当たる理由を、次のとおりとする。

ア 特定法人の代表者2名が、伊勢市産業支援センター（以下「センター」という。）の相談において、会社名を偽っており、これは、会社法（平成17年法律第86号）第7条及び第8条の違反であり、同法第960条に抵触し、同法第978条に規定する過料に処する内容である。

偽った会社の名前で、売上がある事実は、本件処分において決定を受けた本件対象公文書以外の公文書でも証明されている。

イ 特定法人の代表者の1人が、審査請求人と雇用契約にあったにもかかわらず、センターに相談しており、審査請求人の会社における就業規則に違反している。

センターを利用したと考えられる期間に、当該人が審査請求人の会社を退職しているかどうかについて確認できる機会は十分あり、その確認作業を怠った市及び指定管理者の監督責任は重い。

もう1名の代表者の名前で、当該人を含み、2名でセンターを利用している状況であるから、起業支援準備室の鍵の管理について、明確にするべきである。

ウ 特定法人の代表者の1人が、審査請求人の会社の機密情報（顧客情報）を使用し、営業活動を行い、顧客を奪っている。

このような活動は、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条の規定に該当する。

その点は、当該人のセンターの利用における事業計画書の相談と提出されたその内容から、市及び指定管理者は承知しているものである。

また、こうした不当な営業活動等について、審査請求人は、特定法人の代表者らに対し、現在訴訟中である。

エ 特定法人の代表者2名は、センターの施設利用の入居更新の意思があつたにもかかわらず、その利用終了後の平成29年1月6日に松阪市内に特定法人を移転しており、センターの利用条件にある「利用終了後は、伊勢市内で事業活動をする事」に違反をしている。

特定法人が、市内で移転先を探し、センターの担当者にも相談していることについて、伊勢市産業支援センター条例（平成19年伊勢市条例第38号）に違反するものではないのならば、その関係記録の公開を求める。

(3) 本件処分で審査請求人は、条例第1条に規定している公文書の公開に関し、市民の知る権利を侵害されている。

(4) 一部の資料に関しては、処分庁はその存在を隠し、公文書に該当しないものとして公開をしていない。

3 公開を求めない部分について

非公開とされた部分について、条例第9条第2号イに該当する情報として、本件処分の一部の取消しを求めているが、法人の印影の公開については求めない。

第4 処分庁の主張の要旨

弁明書、再弁明書及び意見書における処分庁の主張の要旨は、次のとおりである。

1 本件対象公文書の性格

本件対象公文書のうち、特定法人による伊勢市産業支援センター利用変更許可申請書（以下「変更許可申請書」という。）は、センターの起業家支援室を利用していた特定法人が従業員1名を雇用するにあたり、利用変更申請を行ったものであり、その変更理由の欄には、従業員氏名、住所及び連絡先が記されている。

また、特定法人が起業家支援室の利用終了後に、センターが同法人に対し現況を聞き取った記録（以下「聞き取り記録」という。）については、同法人の事業の現状や経営上の課題が記載されている。

なお、いずれの公文書も、伊勢市がセンターの運営管理を委託する指定管理者が管理している文書である。

2 審査請求に対して非公開とした部分の決定理由とその正当性

(1) 条例第9条第1号に該当することについて

条例第9条第1号は、公文書を公開しないことができる情報として、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものと規定しているものである。

特定法人からの平成28年10月11日付で提出された変更許可申請書の変更理由の部分には、個人の氏名、住所及び電話番号が記載されていることから、条例第9条第1号に該当するものである。

(2) 条例第9条第2号に該当することについて

条例第9条第2号は、公文書を公開しないことができる情報として、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものと規定しているものである。

はじめに、変更許可申請書のうち、申請書氏名下部の非公開部分は、代表者印の印影であり、法人の内部管理に関する情報で、公開することは印影の偽造などに悪用されるおそれがあり、当該法人の利益を害するおそれがあるものである。

次に、聞き取り記録のうち、「現況（聞き取り）」欄に記載されている取引先に関する情報や出張先については、公開した結果、他社に知られることにより当該法人の競争上の地位を害するおそれがあり、条例第9条第2号ただし書アに該当するものではない。

審査請求人は、特定法人の代表者から、莫大な損害を被ったとして、本件処分で非公開とされた部分は、条例第9条第2号ただし書イに該当する情報であると主張しているが、審査請求人は法人であり、同号ただし書イの「人の財産又は生活」が実際に侵害され、若しくはそのおそれが高いとは認められない。

なお、審査請求人は、このことに関し、条例第9条第2号ただし書イの規定に違反すると主張し、いくつかの理由（前記第3の2の(2)のアからエ）を挙げているが、これに関し、次のとおりと主張する。

ア 前記第3の2の(2)のアに関して

特定法人が当初別の名称を用いていたことを、指定管理者からの報告書類の記載により承知しているが、実際に別の名称で事業活動を行っていたかは、市及び指定管理者ともに把握していない。

なお、特定法人からは名称の変更について、別に書類が提出されており、変更理由に当初の名称が仮名称である旨が記載されている。

しかしながら、センターの利用変更の事務手続きが出来ていなかったことは事実であることから、市から指定管理者に必要な指導を行った。

イ 前記第3の2の(2)のイに関して

特定法人の代表者の1人が、いつから起業準備支援室を利用していたかは記録が残っておらず、指定管理者においても正確な時期は特定できなかった。

もう1名の代表者の名前で、当該人を含み、2名でのセンターの利用を許可しており、許可を得ずに利用していたわけではない。

また、審査請求人の会社の就業規則に違反しているかどうかは、市及び指定管理者ともにそれを把握をしているものではない。

ウ 前記第3の2の(2)のウに関して

その事実関係は、市及び指定管理者ともに承知をしているものではない。

エ 前記第3の2の(2)のエに関して

起業家支援室等の利用条件については、伊勢市産業支援センター条例施行規則（平成24年伊勢市規則第18号）第4条第3号において「起業家支援室等からの退去後、本市において事業を行う意思を有する者であること」を規定しているところ、特定法人は、起業家支援室を退去後、伊勢市で事業活動を行う意思があり、起業家支援室の利用許可時点で、利用条件を満たしている。

特定法人は、利用の終了前に、市内で移転先を探しており、センターの担当者にも相談していたが、条件に見合う場所が見つからなかったことから、指定管理者は、特定法人が、他市に移転することもやむを得ないと判断し、市に対してもその報告があった。これについては、伊勢市

産業支援センター条例に違反するとまでは言えない。

- (3) 非公開とした情報が、ただちに条例第9条第2号ただし書イに該当するものではないから、本件対象公文書について、条例第9条第1号及び第2号に該当するものとして、その一部を非公開とした処分については、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

3 審査請求人の事実誤認等について

- (1) 審査請求人の反論書において、一部の資料に関しては、処分庁はその存在を隠し、公文書に該当しないものとして公開をしていない主張しているが、それについては、本件処分に含まれた非公開情報である。
- (2) 審査請求人は、起業支援準備室の鍵の管理状況を明らかにすることと、特定法人が移転先を探した記録の開示を求めているが、情報公開制度に則った申請ではない。

なお、起業支援準備室の鍵については、直接申し出を受けて、利用者名等をデータ管理しているが、過去の部分は遡ることはできなかった。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の目的は、公文書の公開に関し市民の知る権利を保障するとともに、市民の市政への参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を推進するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど市民全体の利益を害することのないよう原則公開の例外として限定列挙した非公開事由及び請求の拒否について定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して次のように判断する。

2 本件処分の妥当性について

本件情報公開請求では、相当数の公文書が対象となっており、本件処分においても、処分庁は、複数の非公開理由を付しているところである。

そして、本件審査請求では、部分公開決定を行った公文書のうち、2種類の公文書（変更許可申請書及び聞き取り記録）について、それらの一部を非公開とした処分について取消しを求めるものである。

本審査会では、次のとおりそれぞれの公文書ごとに、本件処分の妥当性について判断する。

ただし、変更許可申請書中、法人の印影を非公開とした部分に関しては、審査請求人が審査庁に見解を述べた文書の中で公開を求めない旨を示していることから、審議の対象としないこととする。

(1) 変更許可申請書について

変更許可申請書について、本件処分では、条例第9条第1号に該当する部分として、変更利用の欄中従業員の氏名、住所及び電話番号を非公開としている。

ところで、条例第9条第1号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものとされており、次に掲げる情報が、その例外としてただし書で規定されている。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報

イ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、公開しても、本号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報

審査請求人は、非公開とされた部分は、条例第9条第1号に該当するものでないと主張するが、当該部分は、個人に関する情報で特定の個人が識別されることは明らかである。

一方で、その理由を条例第9条第2号ただし書イと同様に、不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある侵害から人の財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報であると主張するが、この主張に類する条例第9条第1号ただし書エについても、その判断は、現実に、人の生命、身体、健康、財産又は生活に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれるが、公開に伴う不利益を個人に受任させた上で例外的に公開するものであり、そのような不利益を受任させるためには、その公開により人の生命、身体、健康、財産又は生活等の保護に資することが相当程度具体的に認められることを要するものとされるところ、本件公文書における非公開とされた部分について、そのような属性が存する具体的な理由は見受けられない。

また、条例第9条第1号ただし書アからウまでのいずれかに該当する情報でもない。これらの理由により、変更許可申請書において、条例第9条第1号を理由として一部を非公開とした処分は、妥当である。

(2) 聞き取り記録について

聞き取り記録について、本件処分では、条例第9条第2号に該当する部分として、現況（聞き取り）の欄に記されている取引先に関する情報と出張先を非公開としている。

また、その理由を、公開した結果、他社にその内容を知られることで特定法人の競争上の地位を害するおそれがあるものとしている。

ところで、条例第9条第2号に該当する情報は、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関

する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものとされ、次に掲げる情報が、その例外としてただし書で規定されている。

- ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある侵害から人の財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報

審査請求人及び処分庁の双方が、当該情報について条例第9条第2号に該当するものを前提とし、同号のただし書イの該当性について主張の相違が見受けられるところであるが、そもそも条例第9条第2号に規定する法人等又は当該個人の地位、財産権その他正当な利益に関し、それを害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮するものとし、法人等や事業を営む個人、実施機関の主観的な危惧感だけでは足りず、競争上の地位その他の正当な利益が害される蓋然性があると客観的に認められるかどうかにより判断するものとされる。

このように考えると、本件処分で、非公開とされた取引先に関する情報と出張先については、国内の地域における取引割合にかかる記述と取引先の国名に過ぎず、これらを公開されたからといって、特定法人の競争上の地位を害するおそれがあるものとは言えない。

したがって、聞き取り記録において、条例第9条第2号を理由として一部を非公開とした処分は、妥当でなく、公開をするべきである。

そして、当該情報について、条例第9条第2号に該当しないことと判断したのであるから、同条第2号ただし書イに当たる情報かどうかを判断する理由はない。

3 本件処分以外の審査請求人の主張について

審査請求人は、特定法人とセンターの相談記録について新たに情報の公開を求める旨を主張しているが、情報公開請求は行われていない。

これについて、審査会は、情報公開に関する決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に関する審査請求について、調査審議するものであることから、当該主張は、本件審査請求の判断の対象とならない。

また、起業準備支援室の鍵の管理について明確にすることを求めていることその他センターの管理に関する事業そのものに対する意見も見受けられるが、それらは、実施機関が別に対応する問題であり、審査会における取扱いについても、上述と同様である。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の処理経過等

当審査会の処理経過等は次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年8月5日	諮問書の受理
令和4年8月17日	諮問実施機関及び審査請求人に対し、審議関係書類の提出依頼
令和4年8月31日	諮問実施機関より審議関係書類を受領
令和4年10月4日	第1回審議

2 伊勢市情報公開審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	富 永 健	皇學館大学教授
会長職務代理者	濱 田 秀 也	弁護士
委 員	筒 井 琢 磨	皇學館大学教授
委 員	杉 山 謙 三	伊勢市総連合自治会
委 員	佐 波 保	人権擁護委員

別紙

番号	公文書の件名等	非公開とされた部分	処分庁の判断	審査会の判断
1	特定法人による伊勢市産業支援センター利用変更許可申請書	①法人の印影 ②従業員の氏名・住所・電話番号	①法人情報 ②個人情報	①審査請求人より公開を求めない旨が示されていることから審議から除外。 ②非公開
2	特定法人が起業家支援室の利用終了後に、同法人に対し現況を聞き取った記録	取引先及び従業員の出張先	法人情報	公開